

末木枝条公売公告  
(集材伴う)  
(令和2年度生産請負)

令和2年 7月 6日

分任契約担当官  
空知森林管理署長 松本 誠司

次により末木枝条の一般競争入札を行いますので、買受希望者は、売買契約書(案)、国有林野事業林産物売買契約約款、北海道森林管理局競争契約入札心得、及び現場を熟覧のうえ入札して下さい。

- 1 入札物件の種類及び数量等  
「末木枝条公売物件総括表」のとおり
- 2 入札(開札)日時及び入札(開札)場所
  - (1) 入札(開札)日時 令和2年7月21日(火曜日)午前10時00分 開始、締切即開札
  - (2) 入札(開札)場所 岩見沢市3条東17丁目34番地 空知森林管理署 会議室
- 3 入札参加資格
  - (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第70条の規定に該当しない者であること。  
ただし、未成年者、被保佐人又は被補助者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。
  - (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
  - (3) 森林管理局長から令和2年度から令和6年度までの林産物の売払に係る資格確認通知書の交付を受けた者であること。
  - (4) 北海道森林管理局長等から「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」(平成26年12月4日付け26林政政338号林野庁長官通知)、「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」(昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通知)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- 4 入札
  - (1) 入札注意事項については、北海道森林管理局競争契約入札心得をご覧ください。
  - (2) 入札書は所定の用紙を使用し、入札物件ごとに別葉として総額を記載して下さい。  
(旧用紙を使用する場合は、「入札注意書」を「入札心得」と読み替えることとします。)なお、所定の用紙を使用しない場合は、「北海道森林管理局競争契約入札心得を承知のうえ、入札する」旨明記して下さい。
  - (3) 落札額の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から消費税相当額を除いた金額を入札書に記載すること。
  - (4) 郵便入札も受け付けます。  
この場合、二重の封筒を使用し、表に必ず「郵便入札」と朱書し、内封筒には売払物件毎の入札書、外封筒には有資格証明書(写)を同封のうえ、入札前日(前日が土、日、祝日の場合はその前日)の午後5時までに到達するよう書留郵便をもって空知森林管理

署へ送付して下さい。

ただし、再度の入札を行う場合には、郵便により参加した者は再度の入札には参加はできません。

- (5) 入札参加資格を確認するため、有資格証明書の提示を求めることがあるので必ず携帯して下さい。
- (6) 錯誤等を理由として、自らのした入札を無効とする旨の申出は開札後から落札宣言までの間とし、開札前又は落札宣言後は、いかなる場合も無効の申出をすることが出来な  
いこととします。

5 入札保証金及び契約保証金  
免除します。

6 契約の締結  
落札決定の日の翌日から起算して7日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第  
91号）第1条第1項各号に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。を含まない。）

7 延納  
1件の売払代金が150万円以上、契約数量1,000m<sup>3</sup>以上で所定の担保の提供があったもの  
については、12箇月以内の延納を認めます。  
ただし、官行造林又は数量が1,000m<sup>3</sup>未満のものについては、6箇月以内とします。

8 代金の納付(担保提供) 期限  
契約締結日から20日以内とします。

9 契約の解除  
買受人が契約条件を履行しないで解除したときは、契約代金（消費税相当額を含む）の100  
分の10に相当する金額を違約金として空知森林管理署長が指定する期限までに納付して頂きま  
す。さらに、競争入札参加資格を取消し、または付与しないことがあります。

10 物件の引渡し  
代金納入または延納担保提供の日から15日以内に引渡しを行います。

11 物件の搬出期間  
各物件の搬出期間は「末木枝条公売物件総括表」のとおり

12 物件明細書、売買契約書（案）等の閲覧場所

- (1) 空知森林管理署  
岩見沢市3条東17丁目34番地 電話0126-22-1940
- (2) 北海道森林管理局 資源活用第一課  
札幌市中央区宮の森3条7丁目70番 電話011-622-5247

13 特約事項について  
売買契約にあたり「別紙1」の特約事項を付す事としますので、十分認識したうえで入札し  
て下さい。

14 木質バイオマス証明について  
本物件の売買契約書には「本物件は、持続可能な森林経営が営まれ、伐採に当たって森林に  
関する法令に照らし手続きが適切になされた森林の立木である」と記載し、この記載をもっ  
て木質バイオマス証明に代えることとします。

15 法令制限等について

(1) 保安林の立木伐採、または搬出に係る作業行為の知事協議の状況は「末木枝条公売物件総括表」のとおりです。

なお、協議期間満了までに事業を終了できない場合、更新手続は空知森林管理署で行いますが、事業の進行状況について照会することがありますのでご協力をお願いします。

(2) 事業実行の際は、保安林指定の有無を問わず、林地保全、河川汚濁防止等には十分配慮願います。

16 物件の現地案内

現地案内については、行いません。

17 国有林野事業林産物売買契約約款、北海道森林管理局競争契約入札心得については、北海道森林管理局ホームページ (<http://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/apply/publicsale/index.html>) をご覧下さい。

18 その他詳細については、空知森林管理署 業務グループにお問い合わせ下さい。

空知森林管理署

〒 068-0003 岩見沢市 3 条東17丁目34番地

Tel. 0126 - 22 - 1940

050 - 3160 - 5715 (I P)

Fax. 0126 - 22 - 3386

## 特約事項

### 1. 搬出済の届出

物件の搬出を終えたときは、遅滞なく空知森林管理署に「搬出済届」を提出すること。

### 2. 林地保全、河川汚濁防止等

(1) 売払い物件を十分確認し、すべて搬出すること。

(2) 河川汚濁防止に十分注意して作業すること。

(3) 使用する林業専用道等については、工作物を損傷しないこと。また、事業の終了時に不陸均しを行い、通行に支障のないように回復すること

### 3. 狩猟期間中の安全対策

事業期間が狩猟期間中の場合は、安全対策のため注意喚起の幟を設置すること。

### 4. 無人航空機の飛行

国有林野内において無人航空機を飛行させる場合は、「無人航空機を飛行させる場合の入林届」を森林管理（支）署長等に提出するとともに、以下の点に留意すること。

(1) 航空法等の法令を遵守し、法令に基づく手続きは原則として買受者が行う。特に森林内では障害物が多く、常時監視ができないことも想定されることから、飛行方法等によっては航空法に基づく許可等手続きが必要となる場合があるので留意する。

(2) 無人航空機による事故を起こし、又は無人航空機を紛失した場合は、速やかに森林管理（支）署長等へ報告する。

(3) 無人航空機の回収は、買受者の責任において行う。

(4) 一般の入林者や他の国有林野事業の受注者への危害又は迷惑行為を行わない。

また、必要に応じて一般の入林者や他の国有林野事業の受注者等と調整を図る。

### 5. その他

(1) 数量の不足、隠れた瑕疵があってもその担保の責任は負いません。

(2) 生産事業実行中の箇所については、事業請負者と別の者が購入した場合、事業完了後でなければ搬出はできません。

- (3) 森林官と十分打ち合わせし、その指示に従うこと。
- (4) 集材を伴う未利用材を集積した後の林外への運搬・輸送については、必ず森林官の許可を得ること。
- (5) 希少野生生物を発見した場合は、速やかに森林官に連絡しその指示に従うこと。
- (6) 事業実行に伴って、買受人の過失により森林法等の法規に違反した場合は、国有林として買受人を告発することも有りえることをご承知下さい。

# 末木枝条公売物件総括表

令和2年7月21日入札

空知森林管理署

物件 番号	樹種	区分	面積 (ha)	N L 計	本数 (本)	材積 (m <sup>3</sup> )	物件所在地		保安林協議	搬出期間	備考	開札結果						
							林小班	担当区				入札 枚数	1番札		2番札		3番札	
													金額	入札者	金額	入札者	金額	入札者
1	トドマツ外	末木 枝条	94.53	N L 計	-	593.20  593.20	3403は 外	野花南	伐採協議 不要	引渡しの日又は事業 完了後から1年	・元年度空知署【野花南地区】保 全整備(保育間伐等)第3号 ・林地内末木枝条・集材を要す							
									作業行為 R2年4月1日～R4年3月31日									
2	トドマツ外	末木 枝条	113.06	N L 計	-	766.61  766.61	330と 外	幾春別	伐採協議 不要	引渡しの日又は事業 完了後から1年	・2年度空知署【幾春別地区】保 全整備(保育間伐)第1号 ・林地内末木枝条・集材を要す							
									作業行為 R2年6月15日～R3年3月31日									
3	トドマツ外	末木 枝条	110.41	N L 計	-	642.53  642.53	25ろ 外	万字	伐採協議 不要	引渡しの日又は事業 完了後から1年	・2年度空知署【万字・継立地区】 保全整備(保育間伐等)第2号 ・林地内末木枝条・集材を要す							
									作業行為 R2年6月15日～R5年3月31日									
4	トドマツ外	末木 枝条	24.37	N L 計	-	373.46  373.46	2478ろ 外	継立	伐採協議 不要	引渡しの日又は事業 完了後から1年	・2年度空知署【万字・継立地区】 保全整備(保育間伐等)第2号 ・林地内末木枝条・集材を要す							
									作業行為 R2年6月15日～R6年3月31日									
5	トドマツ外	末木 枝条	140.17	N L 計	-	898.23  898.23	3104に 外	辺浜	伐採協議 不要	引渡しの日又は事業 完了後から1年	・2年度空知署【辺浜地区】保全 整備(保育間伐)第3号 ・林地内末木枝条・集材を要す							
									作業行為 R2年6月15日～R7年3月31日									
6	トドマツ外	末木 枝条	281.42	N L 計	-	1,520.42  1,520.42	4038ろ 外	咲別	伐採協議 不要	引渡しの日又は事業 完了後から1年	・2年度空知署【咲別地区】保全 整備(保育間伐)第4号 ・林地内末木枝条・集材を要す							
									作業行為 R2年6月15日～R4年3月31日									
7	トドマツ外	末木 枝条	106.98	N L 計	-	589.26  589.26	4484ろ 外	西芦別	伐採協議 不要	引渡しの日又は事業 完了後から1年	・2年度空知署【西芦別地区】保 全整備(保育間伐等・地拵)第5 号 ・林地内末木枝条・集材を要す							
									作業行為 R2年6月15日～R4年3月31日									
合計				N L 計		5,383.71  5,383.71												

※ 本物件は、持続可能な森林経営が営まれている森林から合法的に伐採されたものである。

# 物件明細書

物件番号	担当区
1 号	野花南

林班	小班	集積番号	区分	面積	樹種	径級	本数	材積
3403	は 外		末木枝条(集材を伴う)	94. 53 ha	トドマツ 外	1～100		593. 20 m3
合 計								593. 20 m3

※計算式により算出

# 物件明細書

物件番号	担当区
2 号	幾春別

林班	小班	集積番号	区分	面積	樹種	径級	本数	材積
330	と 外		末木枝条(集材を伴う)	113.06 ha	トドマツ 外	1~100		766.61 m3
合 計								766.61 m3

※計算式により算出



# 物件明細書

物件番号	担当区
3 号	万字

林班	小班	集積番号	区分	面積	樹種	径級	本数	材積
25	ろ 外		末木枝条(集材を伴う)	110.41 ha	トドマツ 外	1~100		642.53 m3
合 計								642.53 m3

※計算式により算出

# 物件明細書

物件番号	担当区
4 号	継立

林班	小班	集積番号	区分	面積	樹種	径級	本数	材積
2478	ろ 外		末木枝条(集材を伴う)	24.37 ha	トドマツ 外	1~100		373.46 m3
合 計								373.46 m3

※計算式により算出

# 物件明細書

物件番号	担当区
5 号	辺溪

林班	小班	集積番号	区分	面積	樹種	径級	本数	材積
3104	に 外		末木枝条(集材を伴う)	140.17 ha	トドマツ 外	1~100		898.23 m3
合 計								898.23 m3

※計算式により算出

# 物件明細書

物件番号	担当区
6 号	咲別

林班	小班	集積番号	区分	面積	樹種	径級	本数	材積
4038	ろ 外		末木枝条(集材を伴う)	281.42 ha	トドマツ 外	1~100		1520.42 m3
合 計								1520.42 m3

※計算式により算出

# 物件明細書

物件番号	担当区
7 号	西芦別

林班	小班	集積番号	区分	面積	樹種	径級	本数	材積
4484	ろ 外		末木枝条(集材を伴う)	106.98 ha	トドマツ 外	1~100		589.26 m3
合 計								589.26 m3

※計算式により算出

# 末木枝条入札書

物件番号第 \_\_\_\_\_ 号

入札金額	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

ただし、上記金額は消費税及び地方消費税相当額を除いた金額であるので、契約額は上記金額に消費税に相当する額を加算した金額となること及び入札心得を承知のうえ、入札します。

令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

分任契約担当官 \_\_\_\_\_ 森林管理（支）署長 殿

住所氏名印

参加資格者整理番号			

(注) 入札金額の頭部に¥を記入して下さい。

# 末木枝条入札書

物件番号第 \_\_\_\_\_ 号

入札金額	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

ただし、上記金額は消費税及び地方消費税相当額を除いた金額であるので、契約額は上記金額に消費税に相当する額を加算した金額となること及び入札心得を承知のうえ、入札します。

令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

分任契約担当官 \_\_\_\_\_ 森林管理（支）署長 殿

住所氏名印

参加資格者整理番号			

(注) 入札金額の頭部に¥を記入して下さい。

委 任 状

使用印鑑

印

代理人氏名

上記の者を私の代理人と定め、下記権限を委任します。

記

1 入札年月日 令和 年 月 日

2 件 名

3 入札に関する一切の件

令和 年 月 日

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

登録印

印

分任契約担当官

森林管理（支）署長

殿

## 売買契約書（案）

売買物件の 所在場所	〇〇担当区部内			面積(h a) 〇〇. 〇〇
売買物件の 種類及び数量	区 分	樹 種	本数(本)	材積 (m3)
	末木 枝条	〇〇〇〇外〇〇種	〇〇〇〇	〇〇〇. 〇〇
内 訳 別紙「物件明細書」のとおり				
売買代金	売買代金		〇〇〇〇円	
	うち消費税抜代金		〇〇〇〇円	
契約保証金	免除 円			
売買代金の分収額	官収分	分収額	円	
		うち消費税抜代金	円	
官行造林立木竹	民収分	分収額	円	
		うち消費税抜代金	円	
分収造林立木竹	分収権者			
分収育林立木竹				

売 買 代 金 納 付 の 方 法	現金納付分	売買金額 〇〇〇〇円	納付期限	令和〇年〇月〇日	
	延 納 分	延納金額	円	延納期間	~ 日間
		延納利息	円		
		延納担保 金額	円 以上	担保の種類	
		延納利率	年 %	同提供期限	
		延納金額	円	延納期間	~ 日間
		延納利息	円		
		延納担保 金額	円 以上	担保の種類	
延納利率		年 %	同提供期限		
売買物件の 引渡方法	〇〇〇〇	売買物件の 引渡期間(期限)	〇〇〇〇 (概算の場合の最終期限)		
売買物件の 搬出期間(期限)	引渡の日から起算して〇〇〇日間 (期限 令和〇年〇月〇日)				
売買(使用) 目的の指定		施設設置等 の指定			
特約事項	別紙1のとおり				

\* 概算売買の場合は、上記の売買物件の種類及び予定、売買代金は概算売払代金である。

\* 本物件は、持続可能な森林経営が営まれている森林から合法的に伐採されたものである。

売渡人と買受人は、本契約書及び国有林野事業林産物売買契約約款によって売買契約を締結したので、その証として本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

売 渡 人 ( 甲 )    分任契約担当官                    〇〇森林管理署長                    印

買 受 人 ( 乙 )    〇〇都道府県〇〇〇〇  
〇〇〇〇 〇〇〇〇  
〇〇〇〇                    〇〇 〇〇                    印